

第七十五回  
國會參議院大藏委員會會議錄第十一號

卷之三

午後零時二十分開會

委員の異動  
三月二十四日

初村瀧	山崎	十五日	時任
竜男君			
藤田	均君		
義彦君			
正明君			
正明君	井上	吉夫君	補欠選任
藤田	山本茂一郎君		
山崎	竜男君		
戸田	菊雄君		
藤田	正明君		
土屋	均君		
嶋崎			
藤田			
藤田			
細川			
護熙君			

出席者は左のとおり

委員

- 相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 参考人の出席要求に関する件

はまあ理解できないわけじゃない。しかし、どうしようかね。たとえば死亡した夫の遺産というものが、先祖から受け継いだ世襲的な財産であつた場合、そういうような場合でも、なおかつそれが、たとえば何十億であつても三分の一については非課税にするということは、余りにも他の勤労者のものとの課税と比較して優遇し過ぎはしないかという感じがするが、あなたはどう思われますか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 今回御提案申し上げております配偶者の相続税につきまして、限度を設けなかつたということをございますけれども、それこよムジコヨミツの里目ともござつて、

それから、第三の理由といったまでは、やはり夫婦といふものでござりまするから、いわば共同生活を営んでおったという点を配慮したつもりでございます。と申しますのは、これは端的には妻の座ということで言われておりますけれども、それを分析して考えますれば、やはり夫婦といふ共同生活を営んでおりましたものが、その生活の糧、手段となつておりました財産というものについて、一方が死亡するということが起きましたときに、それまでに営んでおりましたわば共同生活といふものを、しばらくの間は凍結する状態に置いていいつてもいいのではないかというような記憶といふことがあります。これらやはりまことに

昨二十四日、初村滝一郎君、山崎竜男君が委員を辞任され、その補欠として藤田正明君、細川護熙君が選任されました。

また本日、鳩崎均君、土屋義彦君が委員を辞任され、その補欠として井上吉夫君、山本茂一郎君が選任されました。

○委員長 桜塙徳太郎君 相続税法の一部を改正する法律案を議題といたします。これより質疑に入ります。

同世代間におきますところの財産移転であるといふことで、確かに現行法のもとにおきましては、そういう場合におきましても、ある一定の金額限度以内しか配慮をしなかつたわけでござりまするけれども、同世代間におきます財産移転でござりまするから、やがてまた次の世代に移りましたときに相続税というのは課税になるわけでございまするから、同世代ということについて現行法のように課税をすることも一つの制度でございますけれども、そこはひとつ踏み切つても可能ではないかというのが第一点でございます。

れども、そういたしまして第一、第二、第三の理由を総合いたしまして、今回改正案を御提案いたしました次第でございます。

それによりますれば、もちろんおっしゃいますように、現行法のもとにおいて配偶者が当然納めなければならぬ税金というものは、今回の改正案によりますれば、その際においては相続税といふのを納付する必要はござりまするけれども、先ほど三つの理由を申しましたそういふことから勘案すれば、やはり夫婦という共同体、そういうものの相続という問題を考えてまいりますれば、だんだん突き詰めてまいりますれば、やはり金額限度というのはどうしても一遍は越えてしまわなければならぬ問題だつたんではないかといふに思つております。金額限度がない場合に、それが率としての問題というのが後に残るわけでござりますけれども、それは恐らく全額であれ二分の一であれ三分の一であれ、いろいろなものの考え方方はございましょうけれども、今日におきますところのわが国の相続の通常の事例におきましての家族構成ということをございますれば、配偶者は三分の一でございませんから、そういう率をとつたわけでございます。おっしゃいますように、たとえば片一方の配偶者が婚姻前から持つておられた財産について、今回の改正案を実施するにしても、それを適用する必要はないのではないかとおっしゃる御意見も十分わかるわけでございますけれども、寄与という面について、私が申しますけれども、寄与といふ面について、私が申しますけれども、それを適用する必要はない、分別して、徴税事務の執行というものを、非常に容易だし、やはり分別すべきであると思うのですよ。

それからもう一つ、共同生活というものを非常に重く見るけれども、中には、夫婦の仲がうまくいかなくて別居しているというような事例がずいぶんあるわけです。その別居している場合に、果たしてあなたのおっしゃるように共同生活を重く見るというような視点が生きてくるかどうか多分に疑問なんで、私は相続税の徵収というような場次第でございます。

○寺田熊雄君 あなたのおっしゃることが全くわ

からないわけではないけれども、たとえば第一の同世代の問題でも、たとえばオナシスの未亡人で再婚する可能性があるわけですね、あるでしょ。そういう事例は日本でもないことはないんだけれども、なぜなら、その妻が先に死ねばもう一遍その問題が起きてくるわけで、同世代といつても二回も三回も発生の可能性があるわけだから、同世代ということを余り重く見るのもどうかという考え方があるわけですね。

それからもう一つ、妻の寄与率の問題——財産形成についての寄与率。これなども、いまの世襲財産は、なるほどあなたの妻の財産形成についての寄与というものがゼロであるということは認められるけれども、しかし共同生活、婚姻を開始したときの共同生活、そのときの時点における財産の存在というものを重く見ると、こう言われるなんだけれども、それは全くその妻の側の原因というものがそこに全然働いてないわけですから、夫が先祖から受け継いだ財産なんというものは、もともと結婚するまでは妻と無縁のものであつたんだし、結婚したてそれは無縁だし、その財産の把握が、日本の場合はほとんどは不動産ですからね、相続税の対象になるのは、だから、それが先祖から受け継いだもののか、夫婦の共同の努力で生み出されたものかということは、これは大して調べに時間もかかるし、一見してわかることがないから、私は、やっぱりそこまであなた方が重く見る必要はない、分別して、徴税事務の執行というものを、非常に容易だし、やはり分別すべきであると思うのですよ。

それからもう一つ、共同生活というものを非常に重く見るけれども、中には、夫婦の仲がうまくいかなくて別居しているというような事例がずいぶんあるわけです。その別居している場合に、果たしてあなたのおっしゃるように共同生活を重く見るというような視点が生きてくるかどうか多分に疑問なんで、私は相続税の徵収というような場

からならないわけではないけれども、たとえば第一の同世代の問題でも、たとえばオナシスの未亡人で再婚する可能性があるわけですね、あるでしょ。そういう事例は日本でもないことはないんだけれども、もう少しきめ細かく実態を把握して徵税の事務を執行するということとは可能だと思います。つくり上げるばかりじゃありませんで、片一方の親から伝わった代といつても二回も三回も発生の可能性があるわけだから、同世代ということを余り重く見るのもどうかという考え方があるわけですね。

○政府委員(中橋敬次郎君) いま寺田委員から離婚をすることがあるとか、あるいは別居をする場合もあるじゃないかということをおっしゃいましたけれども、確かにそういう事例も最近は、特にまたわが国はふえておることも確かだと思いますが、まあわれわれはまだ結婚生活非常に短い方かもしれないけれども、確かに相続税の問題を配偶者について考えます場合には、そういった例外的に重点を置きますよりは、やはり世の中の大部分の配偶者というもののそういう共同生活というものが維持されてきておるということに重点を置いて考えますれば、やはり一つの終着点は、まあ率についてはともかくも、こういった考え方方が結局行き着くところではないかという気がするわけでございます。

それで、先ほどちょっと執行面のことをもちろん申しましたけれども、それはほんと今回改正についての重要な理由になつておりません。私が申しましたのは、やはり夫婦が共同生活を営んでおる、仮に別居しておつたとしても、それまでの共同生活、夫婦という名におきましての共同生活というものを、そのまま片一方の配偶者が亡くなつても維持をさせてしかるべきものではあります。ということは、相続税ゼロでも構わないかといふこととでござりますけれども、そこはやはり一つの相続という財産移転の段階において、ある程度の負担はかかるべきではないかということからやつたわけでございますが、その際に、特に片一方の配偶者が親代々からもつておる財産はもちろん把握も可能でございましょうし、そのま

ま残つておるということも多々あると思いますけれども、先ほど私が申しましたのは、そういう私たちはもう少しきめ細かく実態を把握して徵税の事務を執行するということとは可能だと思います。つくり上げるばかりじゃありませんで、片一方の親から伝わった財産というものをお互いに協力をしながら維持をして次の世代に移していくことについても、やはり夫婦双方の協力というものがあるわけになりますから、仮に祖先代々の財産でございまして、やはりそこには片一方の配偶者のそろいつた協力度合いというものについての配慮もあるがち無理なことではないかといふふうに思つておるわけです。

○寺田熊雄君 まああなたのおっしゃるお考えは、説得力は余りないと思うんですよ。なるほど、世襲的な財産を維持する上で妻の寄与があつたということを考えられないではないけれども、その財産を形成した場合の寄与と、それからすでに親譲りの財産を、単に、いわばそこに広大な屋敷に住んでおるというようなことが、果たして維持に非常に貢献したかというようなことは考えられないし、家賃を取るなんということはあるかもしれない、人に貸して。家屋敷をたくさん持つておつたんだ、親から譲られた、それを二人で家賃を取つたのが維持に非常に貢献があつたんだといふこととも言えないこともないけれども、そのことのゆえに課税を決めるということは、どうだろうか、少し行き過ぎのよう思いますよ。

それからもう一つ、あなた方に考えていただきたいのは、これは唯一の資産税ですね。で、税と引きな存在意義があるわけだから、そういう意味から言いますと、何十億であろうと、同世代であるからとか、あるいは寄与があろうとなからうと維持に役立つたとかというような理由で、そういう税の所得の再分配機能というものを全く抹殺し去るということは、私は、徵税当局としましては

ちょっと自殺的なものじゃないかという感じがするんですよ。ですから、やはりこの際は、唯一の資産税として、そういう所得の再配分機能、社会的不公正の是正という見地をもう少しあなた方に重く見ていただきたい。そうなりますと、どうしても、上限を限るとか、もつときめ細かに世襲財産については特別な扱いをするとかいうことがきわめて望ましいと考えるわけです。まあ議論になるけれども、その点、あなたはそういう所得の再配分機能というものを重く見なかつたのはなぜか、そのところをもうちょっとわかりやすくあなたに説明していただきたい。

○政府委員(中橋敬次郎君) 確かに、相続税は財産を端的に課税標準といたしまして再配分をしようということを目的とした税でございます。ただし

、それを一挙に実現しますか、あるいは相続という財産移転のつど逐次やっていくかということを

は、いわば課税の程度と申しますか、累進度の問題として考えられるわけでございます。本来、理

論的に申しますれば、こういう相続ということを契機にしまして財産の再配分を行うということ

も、一つのやり方としては、いろんな経路を通

ていく財産についての、たとえば相続税の負担な

らば、相続税の負担の総額はいかなる経路を通りましても、たとえば次代あるいはもう一つ次の世

代に到達するまでの間も同じであるべきであるといふ議論がござります。それはまた、私は実現で

きれば非常に理想的な案だと思っておりますけれども、それはまた非常に迂回して、財産が次の世代あるいはその次世代に移転してまいることに

おける相続税の負担だけをとらんいたしましたが、実施可能なそういう制度だと思っておりま

す。したがいまして、いまその際のある一時点に

おける相続税の負担だけをとらんいたしましたが、

だきますと、確かに改正前後ににおいては配偶者の負担すべき相続税というものはゼロになりますだ

けに、その負担はいかにも減税されて、しかもそ

の額は、おっしゃいますように、遺産総額が多ければ多いほどその減税額というのは大きいとい

うに立つわけでございますが、同世代間につい

ての財産移転というものは、私が先ほど申しました

ような観点から申しますれば、その一時点だけにおける相続ということをございましたが、同世代間につい

て、やはり次代に至る三代目に至るといふことで

、やはりまだそれだけの点で今回の改正をお願いして

おるわけでございませんで、先ほど来申し上げて

おりますように、第二の理由あるいは第三の理由

由、特に妻の座ということで端的に表現をされて

おりますそいつた夫婦共同生活のいわば凍結状

態をつくるという、卑俗な言葉で申し上げれば、

そういうふうな状態なんぞござりますけれども、

そういうこともあながち相続税として非常に不当

なものであるというふうにも思わないわけでござ

ります。

○大塚喬君 関連質問。

○委員長(桂垣徳太郎君) 関連を許します。

○大塚喬君 いま主税局長の答弁で、財産形成に

ついて妻の貢献度、寄与率というようなことのお

話がありました。それから本人でなくて、先代か

らの遺産を相続した分についてはは管理についての

貢献というようなお話がありました。だとすれば

、今度の改正でそれと逆行している面が見える

わけですね。婚姻期間が長いほど現在までは優遇

されてきた。今度はそういうことが反対の方向に

進んでおるわけですが、その点は局長はどういう

ふうに御説明になりますか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 確かにいまの配偶者

に対する相続税の軽減につきましては、三千万円

と申しますのは、婚姻期間が二十年をたつもの

でございますから、それよりも低いときには十

年以上のことであれば金額は減ずることになつて

おります。そういう婚姻期間の制度を今回この場

合には撤廃をするということで御提案を申し上げ

ておりますのは、私が申しました理由に反対とは思っておりませんことは、一体このような相続税法

という、一生のうちに一回しかそういう機会がない

わけではありませんが、このような大幅の改正をす

れば多いほどその減税額というのは大きいとい

うに立つわけでござりますが、同世代間につい

ての財産移転というものは、私が先ほど申しまし

たような観点から申しますれば、その一時点だけ

ふうに立つわけでござりますが、同世代間につい

ての財産移転というものは、私が先ほど申しまし

たような観点から申しますれば、その一時点だけ

ふうに立つわけでござりますが、

統が起る方と、それからそれより前に相続が行われた人についての負担というものについては確かに非常な差異がございます。今回の私どもの改正がかく大幅になりましたのは、やはりその間におきますところの土地とか物の価格上昇というものを反映してお願いをしておるわけでございますが、不幸にしまして今後もそういった大幅な価格上昇というのがかなり続きますならば、やはり今までと違いまして、ある程度の短い期間におきましても改正をお願いしなきゃならないのではないかというふうに思つております。

○大塚議君 律につきましては、大体これまで毎年の消費物価なんかを考えまして、ほとんど毎年課税最低限についての改正をお願いしてきたわけですが、いますけれども、相続税についてももつと間隔を狭くして、そういう問題については調整措置を講ずる必要があるときには、改正をお願いすることが今後必要であるというふうに反省をいたしております。

○政府委員(中橋敬次郎君) 本法改正のこの以前ですね。それとの差については、いまの答弁では何らの救済といふか、均衡をとるための方策は答えてなつておらないと思うのです。その点はいかがでしよう。

○政府委員(中橋敬次郎君) その点につきましては、たとえば四十九年中に相続が行われた人について、今回に行われる改正を均てんさせるとか、そうちますと、またその前の前の年はどうかといふことになりまして、結局果てしないことになりますので、従来の改正どおりにこの法律案が成立をしましたその年の、暦年以降の相続について適用するということにして、一切さかのぼりをしないということにいたしております。

○大塚議君 結構です。

○委員長(桧垣徳太郎君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(桧垣徳太郎君) 速記を起こして。

○野々山一三君 先般、法律と政令との関係において、法律上公益事業として非課税であるものを政令並びに基本通達で課税するということは通達

行政じゃないか、本来法律を改めるべきではないかということで御質問申し上げたわけですから、結果としてどうもはつきりしないということとで中断されているわけですが、大蔵省及び関係——文部省もいらっしゃいますか、などその結果としてどういうお考えできよう臨まれたかといふことをまず伺いたいんです。

○政府委員(中橋敬次郎君) 先日の御質疑に対しましてまとまった御答弁ができなかつたことをおわび申し上げます。その後從来おきます古い規定等全部参考をいたしまして、今日の相続税法の第十二条三号におきますような規定の原形は昭和二十五年からきております。そのとき以後、昭和三十三年の政令改正まではおっしゃいますようにかなり違った規定がございまして、三十三年に二十一年からきております。そのとき以後、昭和三十三年の政令改正まではおっしゃいますようになりますせんし、特に御指摘のように昭和三十三年に今日実行されておりますようなかなり個人財産につきましての、いわゆる特別の利益を得るか否かということについての厳しい制限を盛り込んだ政令ができるおることはそのとおりでございます。大体、相続税法第十二条におきますところの、いわゆる公益事業につきまして、その後の経過を見てまいりますと、たとえば福祉法人でございませんとか、その他のもつてはかなり法人化の進捗がございましたから、ほとんど相続税法の個人が承継するものとしての問題はなくなつておるわけでございますするけれども、現在特に個人立としての公益事業の機能を果たしておるものとしましては幼稚園がかなりあるわけでございまします。今日すでに個人立の幼稚園を経営しております場合には、やはり同じように学校法人成りといふことでやつてもらいますれば、相続税を非課税にする道がございまするから、できるだけこれまでもそういう道をとつていただくよにお願いをしてまいつたわけでございますが、やはり学校法人成りの要件というのがございまして、これはかなり厳しいということございまして、なかなか法人成りができるないという事例もあつたようでございます。それで私どもも文部当局と相談をいたしまして、学校法人成りが従来よりもやりやす

くなる方向で格段の措置をお願いするということになると、少しどころが大変行き過ぎていること、白が黒だつたということになるわけですからね、それはどうしたことなんでしょうか。私は、本来法改め改めるべきであるということをお伺いしているわけです。

○国務大臣(大平正芳君) 相続税法十二条一項三号は「宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者で政令で定めるものが相続又は遺贈に因り取得した財産で該当公益を目的とする事業の用に供する事が確実なもの」については相続税を課さない旨が規定されています。それでもし、これは政令でもちまして個人に帰属する財産を非課税にしてしまうというようなことをやつたとすれば、これは大変な逸脱であると私は思ひます。しかし、そういうことは私は政令はいたしていないと思ひますけれども、しかし、野々山とで、それを規定いたしておりますけれども、どこまでそれを公益性の確保ということと、個人財産ということとの調和を見出しえるかということを、今後私どもも十分実態を勉強いたしまして結論を得たいというふうに考えておるわけでございまます。

○野々山一三君 むずかしいことは時間がないから、まずはばり言いますが、この前、三十三年に相続税法の文言を少し直しただけで、非課税であったものが課税対象になるようになつたわけですね。これは十二条の一項三号で「宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行なう者で政令で定められるものが相続」云々と、こうなっていますね。そしてあとにまた「當該公益を目的とする事業の用に供する」と、これは大臣、政令に任してあるんだから、政令は何をやってもいいということでしょうか、非常に単純な話ですけれども、この前もさうしてあとにまた「當該公益を目的とする事業の用に供する」と、これは大臣、政令に任してあるんだから、政令は何をやってもいいということでは御理解をいただきたいものと思います。

○野々山一三君 公益事業というもののとらえ方がござりますけれども、学校教育法の一条の規定を大蔵省が四十年の四月三十日付で告示をしてい

までの御存じでしようか。この中には、小学校から始まりまして、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、これは公益事業として認知しているわけなんです、告示では。だから私は、あなたのおっしゃる行き過ぎではないかとという議論は、公益事業という文言が、小さな話ですけれども、文言が一つでありながら、片一方では行き過ぎでない、片一方ではこれですと、こういうふうに相矛盾しているわけなんでございます。告示百五十四号の、公益事業の寄付行為は、これは非課税になつています。それは一体どういうことなんでしょう。幼稚園は、公益事業だからいいんだと、こうなつているんですけどれども、どう違うんですか。これが一つです。

それから、個人の特別な利益を取得しているということでは、個人立幼稚園の例をとつてみますと、それでは個人のものだから、個人のもので限界がつかないというお説ですが、実際問題として、一例を申し上げると、ある大学の教授が幼稚園を、個人立をつくりまして、給料は一銭ももと、それでは個人のものだから、個人のもので限界がつかないというお説ですが、実際問題として、一例を申し上げると、ある大学の教授が幼稚園を、個人立をつくりまして、給料は一銭ももと、それでは個人のものだから、個人のもので限界がつかないといふのです。それから教授をやめたその創立者も園長となるつておりません。子供夫婦が、やっぱりだんなさんの方は学校の教諭、奥さんの方が園長と言わられる。それから教授をやめたその創立者も園長となるつておりません。子供夫婦が、やっぱりだんなのにもかかわらず、これもやっぱり特別の個人が利益を取得しているという認識に立つて課税しているわけです。しかも、あなたの出先であります関信越国税局といろいろ現実的に話し合ったら、私立幼稚園の、個人立幼稚園の園長であるという地位が、特定の利益を取得しているんだという論理で、これは課税対象になつているわけです。そういう現実をどういうふうに御認識なさるんでしょうか。

そこで、話を進めるために、いままでは法律で非課税になつておつたものを、政令で課税にする

ということ、それをさらに通達でもっと厳格に決めておるんですから、これは、法律を直すということによつて、そちらの不明確な点を整理すると、いうことのお考えはないでしようか。これが私の例を述べての——率直な大臣の見解を聞きたいんでござります。

○政府委員(中橋敬次郎君) いまお話しのよう

に、学校教育法の学校の中には、もちろん幼稚園が入つておりますし、私どもの、寄付金につきましての税金を免除します場合について、それを公益事業として扱つておることも確かでござります。問題は、個人の財産がそういう公益事業に充てられておりますから、それを一体どういうふうに、個人の財産でありながら公益事業に充てられるということを確保するのか。またそれに当たるその個人の人がどの程度の利益を得れば、そこで公益事業という範疇にまだ限界としてとどまり得るのかといふ問題でござります。おつしやいます

ように、全然特別の利益に当たるようなものもないのに、いわば経済的な利益がないのに、そういうものを排除するということもいかがかと思いますし、そういう点につきましては、先ほど私は申しましたように、もう少し実態を勉強いたしまして、そうして、個人財産でありながら、公益事業というものを一体どういうふうに確保したらいいか、それについて、そこから、いわば労務を提供したときにはどの程度の報酬というのが可能なのかとか、そういうような仕組みを一遍勉強いたしましたといふ気持ちであります。

○野々山一三君 これは大臣、私率直に言つて、いま主税局長のお答えは、たとえばふろ屋、たとえば八百屋さんというのも、それでは一緒ではないかといふことになつてしまふことを警戒され、個人立幼稚園というものを、公益事業といふ分野から非課税にするということを避けていらっしゃるんだろうと思いますが、そこで、個人立幼稚園の問題だけにしほりますが、個人立幼稚園は三十三年までは非課税だった。そして他の通達、教育法からいきましても、これが公益事業である

でございます。聞きますけれども、ふろ屋さんは公益事業だとどこかに、法律に書いてありますか。どこかに書いてありますか。書いてあつたらひとつ全部読み上げてください。公共的な仕事であるという意味では私は認めますよ。公益事業であるというふうに書いてあるところがあつたらひとつ調べてください。見せてください。それと一緒になるから困るんだということでの私立幼稚園を切り離そうと、切り離そうというか、非課税にするというふうにはしたくないというのがおっしゃる気持ちだらうと思いますが、どうでしよう。違いますか。この二つの点をひとつはっきり教えてください。私はもう法律ようわからぬので、日本語で書いてある字しかわからぬので、本当にわかるようになれてください、そこは違いがあるなら違いがあると。

が個人立幼稚園であるということだつたら、その条件を規定しまして、そうして非課税にしたらいといふうに思うんですよ。今までやつておったことを、十七年知らぬ顔しておつたものだから課税になつてゐる。だけれども、今までやつておつたとおりに、昔やつておつたとおりにすればいいじゃないですかということです。強い言ひますと、これは施行令の二条の中に、「第一条に規定する学校を設置し、運営する事業、その他の宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業で、その事業活動により文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するところが著しいと認められるものを行ふ者とする。ただし、その者が個人である場合には第一号に掲げる」云々、つまり、社団ないしは財団以外はだめなんだという趣旨でしよう、これは。

そこで、すばり伺いますけれども、先ほど言った、一錢も取得をしていない、区分された用地を使って個人立幼稚園をやつてゐる、こういう状態は一体公益に奉仕しているといふうに考えられますか、考えられませんか。

○政府委員(中橋敬次郎君) それは幼稚園をやつています点は、先ほど読み上げられました「公益の増進に寄与するところが著しいと認められるもの」に該当すると思いますが、個人であります場合に、その次の一号に特別の利益を与えるということがあつてはいかぬということでござりますんで、そういうことがあるかないかという判断で、私は先ほど申しましたように、全然、たとえば幼稚園の事業から経済的な利益を全然得てもいかぬのかということになりますれば、特別の利益と書いてありますその文言の解釈によりますので、特別の利益というのは、相当の利益ということになるといふうに解釈されます。

○野々山一三君 そりすると、たとえば今まで一錢も個人がその行う事業によつて利益を取得してはいけないと、こういう取得しておれば個人が——個人でやつてゐるわけですから利益がある。一錢ももらつてないということになつたら、

これは全く公益の仕事をやつていらっしゃるわけでしょう、そうでしょう。そこで、あなたは相当な利益と言われるけど、相当とは幾らでしょうか。私は所得税の観点から見まして、みな法人青でやつた場合には天井なしだということが言われますね。天井なし、制限がない。だから、百万ももらっている人はそれはどうとか、具体論で三万円もらつておつたらどうなるのか。一万ももらつておつたらどうなるか。一錢でももらつちやいけないと言うのか。この点はどういうふうに認識したらいいでしようか。所得税法の観点から言えば、常識的な給与を取得するということでなければなりませんよ、当然。相当地をあなたが言われるから、その相当とは何ですか。どの程度ですか。前向きに勉強したいと言ふんだから、相当というやつ教えてくださいというのが私の率直な聞き方です。

第二に、法律は直さないにしても、とにかく通達をいま前向きに検討したいと言われる中身を通達などで直していく、そうして疑いをできるだけ解消していくというお考えはありませんか。もつと言えば、政令を直した方がいいんですけれども、政令のことは一応別にして、同じ考え方ですね、法律、政令、通達を直して疑惑を解消したらいいんじゃないですかということについて大臣のお考えを聞きたい。いかがですか。

○國務大臣(大平正芳君) 私は、まず本件、法律に罪はないと思うんです。法律十二条……

○野々山一三君 や、法律に罪はないけど、政令が罪がある。

○国務大臣(大平正芳君) ですから、政令で定めることにによりと、その政令が、最初は非課税にしておいて、後いろいろな批判があつたから、今度は課税するというように政令が態度を決めたわけでございますが、それが思想が一貫しないじやないかというところから、あなたの御批判が起つておるわけでございまして、それは私よく理解できるわけですが、ただ御理解得ておきたいのは、大蔵当局として、いや政令で、法律はともあれ政令で何でもしてやるんだぞというようなおこつた気持ちは毛頭ないんだということは、御理解いただきたいと思うのでござります。

そこで、この問題についてはもう申し上げるまでもないことでございますから、いろいろな学校法人成りの問題でございますとか、法人成りを容易にする問題とか、法人成りがどうしてもできないう場合で、しかも、幼稚園を継続して運営して公益目的を達成しようというようなことを容易にできる道がないかというような問題を検討しようとして、どのようにこのいま残された問題をやつたらいいかということについては、真剣に検討するにいいかと思いますが、政令、通達という段階では、どのようにこのいま残された問題をやつたらいいかといふことについては、真剣に検討するに私はやぶさかでございません。国会と行政府の関係は、きょうだけのおつき合いでございません

で、ショッちゅうおつき合いお願いしなければいいかぬわけでございますので、きょうばかりうまく逃げておつてうまく勤まるわけじやございません。これはわれわれのこれから検討と、それから政令なり通達なりでどのようにやっていくかはよく御相談しながらこれやってまいらなければいいながら、それから実態をよくわれわれも究明するつもりでございますが、われわれの認識の足らぬところはまた教えていただきながら、この公益目的を達して、けなげにやつておられる方々を、どのように守つてあげるかということでございますから、そういう趣旨をどのように生かすかという点は、誠心誠意取り組んでまいりますのでございまいますので、政令、通達という段階でどのように処置していくかは、前向きに対処させていただきたいということをお願いをいたしたいと思います。

いなければならぬと思ふんでござりますよ。その趣旨をぜひお認めを願うという立場で、先ほどの前向きに検討ということを受けとめていいかということです。

それから、文部省の方の考え方ですけれども、学校法人にしてもらえればいいんだという考え方だけでいらっしゃる節がある。そこで、今まで国税局との話し合いの経過から見まして、条件、基準を緩和したり、運営についても考慮すると、したがつて、学校法人にというお考えでされども、具体案をひとつ——もう私こんなことをここで申し上げては悪いですけれども、三、四カ月前から具体案を示しなさいということを申し上げておったんだすけれども、この点はついでにお答えをいただきたい。

前者の方はひとつ大臣の方で、これはやつぱり国家目的という認識に立つてほしい、立つべきだ。だから、他の通達、告示なんかで公益事業として認知しているわけでございますからね。その思想を、農業云々の問題と同じような観点から前向きに処理するんですかと聞いてるわけですがも把持していかなければならぬと思いまするし、その実行に当たりましては、文部当局とよく打ち合わせをしてながら、目的達成に役立つようにならも考えてあげなければならぬと、私は思いました。

○政府委員(今村武俊君) 大蔵省と相談いたしながら話を進めてまいりましたので、大蔵当局から御答弁があったことを文部省のサイドから整理して申し上げるだけの結果になると思います。この前のお話がございましてから、あるいはまたそれ以前からも文部省としては、学校教育法のたてまえに従つて、個人立幼稚園の学校法人化を進めているわけでございますが、にもかかわらず、御指摘のように、個人立幼稚園が残ることは、また否めない事実でございます。そしてその個人立幼稚

園が学校教育法に定める諸条件に従って、正規の法定の教員によって文部大臣の定める学習指導要領の基準によつて、公的色彩の強い教育を推進することも、また仰せのとおりでございます。

それで、私どもの方といたしましては、個人立幼稚園がそういう公的な色彩を持ちながらも、なおまた個人的な使用に供されておると、その調和の問題をどう考えるかという問題につきまして、相続税法の施行令第二条ただし書きに、たゞ、個人立幼稚園を除くとは書いてなくて、個人立幼稚園であつてこれの場合、というような限定がしてございます。その点を大蔵省当局において、從前よりももう少し公的な色彩という面に着眼をして、そのたゞ書きの運用を考えていただけないかというようなお願いをし、先ほどのような御答弁もいただいたわけでございます。一方また文部省としては、学校法人化を促進するという方向では、幼稚園設置基準の弾力化の問題、あるいは法人化の場合の法人設立の都道府県知事の認可の場合の諸条件の緩和、そういうことについて努力をすべく検討をしてきたところでございますが、今までにきのうから始まつております都道府県の私学主管課長会議の事情聴取において、その辺の都道府県の実態を克明に聽取し始めたところでございます。

○野々山一三君 そうすると、文部省側は個人立幼稚園というものが学校法人の観点からという意味では、当然そなりたい、そろあつてほしい、これが一つだと。しかし、個人立といふものが存在する。それは本来公益的な文化教育の観点からやつておるのであるから、これは非課税であつてほしいことが文部省側の見解だと聞いていいわけですか。

○政府委員(今村武俊君) 相続税法施行令の第一條ただし書きに全く該当する場合といいますか、個人的な色彩が非常に強い場合、そういう場合、

ケース・バイ・ケース、事実の問題でございますから、また税務当局のお立場もおりなことで、幼稚園がそういう公的な色彩を持ちながらも、なまおまた個人的な使用に供されておると、その調和の問題をどう考えるかという問題につきまして、相続税法の施行令第二条ただし書きに、たゞ、個人立幼稚園を除くとは書いてなくて、個人立幼稚園であつてこれの場合、というような限定がしてございます。その点を大蔵省当局において、從前よりももう少しおよび公的な色彩といふ面に着眼をして、そのたゞ書きの運用を考えていただけないかというようなお願いをし、先ほどのような御答弁もいただいたわけでございます。一方また文部省としては、学校法人化を促進するという方向では、幼稚園設置基準の弾力化の問題、あるいは法人化の場合の法人設立の都道府県知事の認可の場合の諸条件の緩和、そういうことについて努力をすべく検討をしてきたところでございますが、今までにきのうから始まつております都道府県の私学主管課長会議の事情聴取において、その辺の都道府県の実態を克明に聽取し始めたところでございます。そういう方向を確立した。結

○野々山一三君 そうすると、文部省側は個人立幼稚園というものが学校法人の観点からといふ意味では、当然そなりたい、そろあつてほしい、これが一つだと。しかし、個人立といふものが存在する。それは本来公益的な文化教育の観点からやつておるのであるから、これは非課税であつてほしいことが文部省側の見解だと聞いていいわけですか。

○政府委員(今村武俊君) 相続税法施行令の第一

ケース・バイ・ケース、事実の問題でございますから、また税務当局のお立場もおりなことで、幼稚園がそういう公的な色彩を持ちながらも、なまおまた個人的な使用に供されておると、その調和の問題をどう考えるかという問題につきまして、相続税法の施行令第二条ただし書きに、たゞ、個人立幼稚園を除くとは書いてなくて、個人立幼稚園であつてこれの場合、というような限定がしてございます。その点を大蔵省当局において、從前よりももう少しおよび公的な色彩といふ面に着眼をして、そのたゞ書きの運用を考えていただけないかというようなお願い、連絡を申し上げた次第でございます。

○野々山一三君 これ、時間がありませんからやめますけれども、文部省側の考え方と大蔵省側の考え方との間に一致しないのです。このところが、本来なら私は両省の統一見解を示してもらいたい、これが本当の問題。

それから第二は、設置基準などを緩和すると言えども、大学も学校法人、幼稚園も学校法人といふことなんですから、この点が相当程度緩和するといふことの観点に立たなければ、これはだめなんでも、これも文部省と大蔵省との間に見解の違うところでございます。そうでしょう。そこを速やかに整理をしてもらうということが必要だと思います。そして、純粹な個人が利益を得得する、しないという考え方には、これはどうしたつて成り立たないというふうに思います。この点も整理をしてもらわなければ、問題の解決はできないというふうに思いますよ。これはだれが罪だ、法律が罪じやないというお話をあつたが、政令が罪であります。そこで、純粹な個人が利益を得得する、しないというふうに思います。この点も整理をしてもらわなければ、問題の解決はできないというふうに思いますよ。これはだれが罪だ、法律が罪じやないというお話をあつたが、政令が罪であります。

○委員長(桧垣徳太郎君) この際、委員の異動について報告いたします。

本日、藤田正明君、藤田進君が委員を辞任せんか。それの補欠としてそれぞれ山崎竜男君、戸田菊雄君が選任されました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(桧垣徳太郎君) 他に御発言もなれば、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

午後六時まで休憩いたしました。

午後一時二十八分休憩

午後六時二十五分開会

○委員長(桧垣徳太郎君) ただいまから大蔵委員会を開いたします。

相続税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

辻君から委員長の手元に相続税法の一部を改正する法律案に対する修正案が提出されております。修正案の内容はお手元に配付のとおりでございます。

この際、本修正案を議題といたします。辻君から修正案の趣旨説明を願います。辻君。

辻君から修正案の趣旨説明を願います。辻君。

提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

案文は、すでにお手元に配付しておりますので、その朗読は省略させていただきます。

政府原案は、地価の高騰、物価調整等の理由のもとに控除額の引き上げ、税率の引き下げ等を行つて、ケース・バイ・ケースの御判断をしていただきたいというお願い、連絡を申し上げた次第でございます。

通達段階で考えて、いまの御指摘の問題については実のある解決をいたしたいものと思います。

○野々山一三君 いや、せつかくの大蔵のお答えですから、私はこの際、ここで質問は打ち切りますが、状況によって逐次この委員会でも報告をされると、そして意見を聴取するようにしてほしいということを希望として申し上げておきます。

提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

案文は、すでにお手元に配付しておりますので、その朗読は省略させていただきます。

政府原案は、地価の高騰、物価調整等の理由のもとに控除額の引き上げ、税率の引き下げ等を行つて、ケース・バイ・ケースの御判断をしていただきたいというお願い、連絡を申し上げた次第でございます。

本修正案は、その中から特に改善を要するものとして、次の二点について修正を行おうとするものであります。

その第一は、妻の座優遇の名のもとに、現行の婚姻期間二十年の場合の遺産額三千万円という非課税限度を一挙に取り外して、婚姻期間制限なし、遺産総額の三分の一以内であれば金額的には青天井としておりることは、税制における資産家優遇の最たるものであります。

この改正により恩恵を受けるのは、わずか千数百人の金持ちの妻の座であり、しかも、現行では、何千万円、何億円とかかる相続税がただになります。これはまさに、三木内閣の表看板としている社会的不公正の是正に逆行するものであります。

以上の観点から、修正案の第一は、遺産総額の三分の一の非課税限度について、最高一億円の金額的制限を設けることとしたとしております。

第二に、政府原案では、前に述べましたとおり、相続税の配偶者の税額軽減については、婚姻期間の制限を外しながら、贈与税の居住用不動産の配偶者控除については二十年の期間制限をそのままにしておりますが、これは著しく片手落ちな取り扱いであり、妻の座優遇の見地から首尾一貫しないものであります。

税制上、妻の座を優遇するということは、財産が夫と妻の共同作業ででき上がったものであるからであり、婚姻期間二十年というのは余りにも長いし、その根拠は薄弱であります。

相続税と贈与税とはその性格が違うとしても、これでは余りにもその差が大き過ぎると考えるも

のあります。

そのような見地から、贈与税における配偶者控除の適用要件の一つであります婚姻期間につきまして、現行の二十年以上を十年以上と短縮することにいたしたものであります。

以上の二点が修正案の概要であります。

何とぞ御審議の上、御賛成賜りますようお願ひを申し上げます。

○委員長(桧垣徳太郎君) それでは、ただいまの修正案に対し質疑のある方は順次御発言願います。——別に御発言もないようですから、これより原案並びに修正案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようでございますから、これより直ちに採決に入ります。

相続税法の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案について採決いたします。辻君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(桧垣徳太郎君) 可否同数と認めます。よって、国会法第五十条後段の規定に基づき、委員長において本案に対する可否を決します。

本案について、委員長はこれを否決すべきものと決定いたします。

それでは次に、原案全部を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(桧垣徳太郎君) 数多と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

鈴木君から発言を求められておりますのでこれを許します。鈴木君 私は、ただいま可決されました相続税法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党提出いたしました。

○鈴木一弘君 私は、ただいま可決されました相続税法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党提出いたしました。

○日本社会党、公明党、日本共産党、民社党、第二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

相続税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、左記事項の推進に努めるべきであ

る。

一、相続税課税の本来の趣旨に則り、税率及び課税最低限について引き続き検討を行なうこと。

一、公益事業用財産に対する課税については、相続税の非課税財産規定に従い、現状において明確を欠く個人立公益事業用財産につき、必要な制限を付した上、特別の措置を講ずること。

一、相続後引き続き用に供する中小企業者の事業用財産、標準的な居住用財産は、相続税課税によりその維持に困難をきたしている現状にかえりみ、土地評価についての改善等の配慮を行なうこと。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(桧垣徳太郎君) ただいま鈴木君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(桧垣徳太郎君) 全会一致と認めます。

委員長において本案に対する可否を決します。

本件に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(桧垣徳太郎君) ただいま大平大臣から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(桧垣徳太郎君) 全会一致と認めます。

大平大臣

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(桧垣徳太郎君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたします。

○委員長(桧垣徳太郎君) 次に、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、以上三法案を便宜一括して議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。大平大臣

おります。

すなわち、障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除を、それぞれ現行の十六万円から二十万円に、特別障害者控除を二十四万円から二十八万円に引き上げますとともに、老人扶養控除を二十八万円から三十二万円に引き上げることといたしております。

第三に、退職所得の特別控除額を、勤続年数二十年超については一年につき二十五万円、勤続年数二十年超については一年につき五十万円に引き上げることといたしております。この結果、勤続年数三十年の場合の退職所得の特別控除額は、現行の八百万円から一千万円に引き上げられることになります。

第四に、中小企業対策の一環として、白色申告者の専従者控除を現行の三十万円から四十万円に引き上げることといたしております。

第五に、医療費控除について、医療費支出の実情に即しつつ、その拡充を図るため、最高限度を現行の百万円から二百万円に引き上げますとともに、いわゆる足切り限度のうちの定額基準を現行の十萬円から五万円に引き下げるなどといたしております。

第六に、山林所得等の特別控除額の引き上げを行なうことといたしております。

すなわち、山林所得、譲渡所得及び一時所得の特別控除額をそれぞれ現行の四十万円から五十万円に引き上げますほか、給与所得者が確定申告を要しない限度額を、年間給与収入について現行の八百万円から一千万円に、給与以外のその他の所得については現行の十萬円から二十万円にそれ引き上げ、また、予定納税を要しない予定納税基準額の限度額を現行の三万円から五万円に引き上げるなどの措置を講ずることといたしております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。



の段階で取ったからといって、そのゆえに勤労所得との不均衡が解消するというところまででは、ちよつと言ひ切れないんじゃないだろうか。あくまでも所得税を個人の所得、個人が納める税額といふその立場で論じていかなければいけないのでも、その上の法人の段階で納めているからといつても、個人の立場においての不均衡というものは、それで解消するというまではちよつと言ひ切るのは無理じゃないかと思ひますが、この二つについてどうですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) あとの方の御質問の、個人につきまして所得税を取つておることは、そのとおりでござりますけれども、問題は、法人の段階で、配当の原資になりました法人の利益について納めました法人税を、受け取りの株主たる個人の段階の所得税で調整する必要を認めるか認めないかという制度の問題であると思ひます。それで、おっしゃいますように、たとえば英國におきましては、そういう制度を最近の改正によりまして、いわばまあインビューテーション方式としまして、十分その調整をやろうという制度に切りかえたわけでございます。その切りかえの前には、また完全な調整をやらないで置いておこうという制度を短期間とった時期がございまして、そのまた前には完全に調整しようという時期がございました。それから余り調整を要しないという国としましては、アメリカがござります。それからたとえば、フランスにおきましては、二分の一につきましては調整をしようという制度をとっておりますし、ドイツにおきましては、わが国のような配当課税の税率をとりながらも、受け取り株主の段階で調整を要しないという制度をとっておりますけれども、現在改正法案を提出中でございまして、その案によりますれば、やはりまたこれもインビューテーション方式を全面的に実施しようというような考え方でございまして、それぞれ各國の法人税に対する調整の是非ということについていろいろな考え方がござりますし、また同じ国につきましても、先ほど御説明しましたように、歴

史的にこう揺れ動いておるよなところがござります。わが国は、シャウブ勧告の時期以後完全に、その前から少しそういう調整をし始めたのに、ございますけれども、主としましては、シャウブ勧告を採用いたしました昭和二十五年以後、完全な調整ではございませんけれども、先ほど御説明いたしました配当控除という形で、受け取り配当の何%を所得税から引くという制度をとつてまいりました。そのときには、法人税率が下がったわけでもございまするから、配当控除の率を四分の一削減するということもいたしまして、今日に至つた次第でございます。

そこで、今後におきます、こういう法人利益に対する法人税を、そこから払われる配当について調整すべきかどうかということは、先ほど申しました各国の例、あるいはわが国の今日までの歴史というものを考えあわせながら、税制調査会におきまして、法人税の基本的な仕組みというものをもう一遍根本的に御検討いただくということで、御議論を願い始めておるところでございます。

○寺田熊雄君 その間の脈絡を、法人と株主との間の税金にまで波及させていく、リンクさせていくというのは、結局法人擬制説がやっぱり基本になっていますね。ただ、いまの、たとえば大法人などを見てみると、これはもう何人がこう揺り動かしても、これはびくともしないような社会的な実在というものをしっかりと持つておるわけですね、それが国際的にまで活動の範囲を広げて、日本の経済に恐ろしい影響力さえ持っています。また、政治献金なども、これは個々の株主の意愿なんというものを全く無視した、独自の人格というか、独自の主張というものを強く押し出して、明党の支持者の方が多いかもしれない、しかし、たとえば株主が、個人的な者の数からいって、これは社会党なら社会党、あるいは公明党なら公明党的にこう揺れ動いておるよなところがござります。わが国は、シャウブ勧告の時期以後完全に、その前から少しそういう調整をし始めたのに、ございますけれども、主としましては、シャウブ勧告を採用いたしました昭和二十五年以後、完全な調整ではございませんけれども、先ほど御説明いたしました配当控除という形で、受け取り配当の何%を所得税から引くという制度をとつてまいりました。そのときには、法人税率が下がったわけでもございまするから、配当控除の率を四分の一削減するということもいたしまして、今日に至つた次第でございます。

そこで、今後におきます、こういう法人利益に対する法人税を、そこから払われる配当について調整すべきかどうかということは、先ほど申しました各国の例、あるいはわが国の今日までの歴史というものを考えあわせながら、税制調査会におきまして、法人税の基本的な仕組みといふものをもう一遍根本的に御検討いただくことで、御議論を願い始めておるところでございます。

○寺田熊雄君 その間の脈絡を、法人と株主との間の税金にまで波及させていく、リンクさせていくというのは、結局法人擬制説がやっぱり基本になっていますね。ただ、いまの、たとえば大法人などを見てみると、これはもう何人がこう揺り動かしても、これはびくともしないような社会的な実在というものをしっかりと持つておるわけですね、それが国際的にまで活動の範囲を広げて、日本の経済に恐ろしい影響力さえ持っています。また、政治献金なども、これは個々の株主の意思なんというものを全く無視した、独自の人格というか、独自の主張というものを強く押し出して、明党の支持者の方が多いかもしれない、しかし、たとえば株主が、個人的な者の数からいって、これは社会党なら社会党、あるいは公明党なら公明党的にこう揺れ動いておるよなところがござります。わが国は、シャウブ勧告の時期以後完全に、その前から少しそういう調整をし始めたのに、ございますけれども、主としましては、シャウブ勧告を採用いたしました昭和二十五年以後、完全な調整ではございませんけれども、先ほど御説明いたしました配当控除という形で、受け取り配当の何%を所得税から引くという制度をとつてまいりました。そのときには、法人税率が下がったわけでもございまするから、配当控除の率を四分の一削減するということもいたしまして、今日に至つた次第でございます。

法人としては独自の意思というものを決めて、そ  
うして自民党なら自民党に献金していく。これは  
もう個々の株主の意思の離れた社会的な実在とし  
てとらえないと、どうしても解釈できないわけで  
すね。だから、何か古きさい法人擬制説というよ  
うなものに執着して、そうして税金まで法人とそ  
の構成員である株主とをリンクさせようとすると  
ということについて、この問題をとらえて説得す  
るわけです。何人もこれを了解するわけです。そ  
んなリンクさしているからして、結局、公平さに  
おいて変わらないなんて言つても、素朴な庶民感  
情では理解し得ないものがある。これはやっぱし  
四百五万円まで——片っ方はこれは不労所得です  
からね、不労所得で四百五万円まで非課税であ  
る、片っ方は當々と額に汗をして、しかも、百八  
十三万円しか非課税の限度がない、この不均衡は  
消しがたいものがある。だから、これはやっぱしも  
う少し検討すべきであると私は考えますが、どう  
でしよう。大臣、これは政治的な問題ですから。  
**○國務大臣(大平正芳君)** 仰せのとおり、法人を  
どうとらえるかということだと思うんでございま  
して、これのとらえ方が、世界的に思想上揺れ動  
いておるということだらうと思うんです。わが国  
におきましても、税制におきましては、擬制説を  
とりながら、政府・与党は政治資金の大半を法人  
に仰いでおるという状態なんでございまするし、  
仰せのように、これは思想的にどのように整理し  
ていくか、税制全体の中で考え方抜いていかなければ  
ならぬことと思うんでございます。で、先ほど  
局長も御披露申し上げましたように、税制調査会  
で御検討をいただき始めておるようでございま  
す。本委員会におきましても、さらに発展した御  
議論が拝聴できると思いまして、まだ専門家の  
御意見も十分私ども虚心に聞いてみたいと考えて  
おります。

○國務大臣（大平正芳君） 常に検討を進めて改善すべきものは改善していくという姿勢でなければならぬと私は考えております。

○寺田熊雄君 その問題は大臣の御誠意といいますが、それを信頼してこれで終えますが、時間もないようですから、最後に一つだけお聞きしたいのは、労働組合、これは労働大衆というものは、大部分が労働組合に多かれ少なかれ所属している。もつとも非組合員——組合がまだ組織されていない戦場というのもかなり多いわけですけれども、しかし、一千万を超える労働者というものが労働組合に加入しておるわけですね。その労働組合費というものは、もう毎月かなりの額が給料から差し引かれているというのが、いま日本の現状なんですね。これを所得から特別に控除すべきではないかというふうに考えるんですが、この点はいかがですか。

○政府委員（中橋敬次郎君） 労働組合費を労働者が多數払っておることはおっしゃるとおりだと思ひます。それで、今日のわが国の所得税では、給与所得につきましては、給与所得控除といふことで、概括的に一括しまして、それに要しますいわゆる必要経費も引いておりますし、また給与所得に伴いますところのいろいろな扣税力といふものに対する配慮もしておるつもりでございます。

そこで、おっしゃいますように、労働組合費がいわゆる給与所得を得ますための必要経費であるかどうかという問題につきまして、いろいろ御議論がござりますけれども、今日のわが国の給与所得控除の制度が、先ほど御説明しましたように、括控除の制度でございますので、その中に含まれておるかないかということについては、十分議論をする必要もないままに今日に至ったわけでございます。

おっしゃいますように、かなりの給与所得者がそれを払っておりますから、そういう給与所得控

除と別建てにそれを引くべきでないかという御主張だと思いますけれども、私どもはやっぱり一括所得控除という制度がありますから、その中で引かれることは引かれますし、それをさらに別建て控除するという制度は、今日の給与所得控除をとつております以上、なかなかむずかしいというふうに考えておるわけでござります。

○寺田熊雄君　いまの御答弁だと、現行の給与所得控除、一括控除ね、それが労働組合費というものを予定しておったのか、つまりその中に包摶したものとして制度化されたのか、それともそういうものは全く予想しておらずに決められたものか、その点があなたの御答弁やはつきりしないですよね。そこをはつきりさせてもらいたい。

○政府委員(中橋敬次郎君)　その点は、給与所得控除制度を設けましたときに、十分、どんな必要経費がこの中に算定されるべきであるかという議論は実は行われていなかつたと思ひます。今日、たとえば労働組合費がそれではその中に入る必要経費なのかどうかという御議論はいろいろ行われておりますし、またそれについての私どもの公式でございますけれども、それは、労働組合費が一体必要経費であるかどうかとということを詰めてみましても、いまの概括控除制度のもとにおきましては実益もございませんので、そこまでやつてないわけでござります。実額控除制度をとりますれば、確かに一体どういう経費が給与所得を得るために必要な経費として認められるべきかといふ規定が必要になるわけでございまして、現にそういう実額控除制度を認めております國におきましても、ある國はそういうものを実額控除の中に入れておる國もございますし、また認めないと國もございます。ですから、そのところは、今日のわが國の給与所得控除制度のもとにおきまして、それを詰める必要もないということで今

日までやつてきたと思っております。それで最低が五十万円、あるいは低い給与のところでは四〇%ということになつたわけだと思います。それで、私どもはかなり、いわゆる必要経費を個別に積み上げてみましても、それを上回るところの給付所得控除というのが昨年の改正で実現できたのではないかというふうに思つております。そのほん一%というようなものでも非常に額が多い。しかも、ストライキなどをやる場合に、特別な組合費の徴収者を出す場合に、特別な組合費というものを徴収するということになると、かなりの額、これは万単位の額が事実上強制的に徴収されるというものになるんですね。ですから、これはもう現実の必要になってきたわけです。

それからもう一つは、あなたの実態の把握が大切だと思うんですが、未組織の組合の場合に、三十年間も勤続した人が、わずかに四万円の給与しか得られなかつたというのがあります。ところが労働組合をつくって、そんなばかりのことあるかといふと、組合運動の成果として一挙にそれが倍額の八万円になつたというような実例があるわけでござりますけれども、それは、労働組合費が常に上がつてしまひましたとしましても、仮にそれを必要経費として中へ入れて計算しましても、そのほかのいろんなまた必要経費を加算いたしましても、現行におきますところの給与所得控除の高さというのは、それは相当高い水準であると思つております。そういう点から言いまして、特に労働組合費がありますがために、給与所得控除をさらに引き上げる必要がいま直ちに起るかとか、あるいは別枠でそういうものを考えなければならぬといふような事態では今日はないといふふうに考えております。

○寺田熊男君　それですと、労働組合費を納めずに、他の労働組合運動の成果が自然に波及して同じ給付に達したという人と、他の労働組合の先頭に立つて組合運動をして、全体のレベルを引き上げることに非常に貢献した人と不均衡になるのであります。御承知のように労働組合では、一生懸命労働組合運動をやって給与を引き上げるための、いわゆる全体を引つ張つていく牽引車の役割りをする組合がありますね。そういう人と日和見で何にもせずにその成果を均てんするといふ人とある。非常に不均衡になるんですね。それからまた、組合で全体が上がることによって、自分の給与も自然に

引き上げていただいたわけでございます。それで

う点の不均衡を考えましても、これはやはり真剣に考慮していただくべきことだと思います。

それともう一つは、局長のおっしゃるのは、全ういう論議が余り行われおりませんでしたから、あなたの御答弁がそういうふうになると思うんですけれども、いま労働組合費というものが次第に多額になつてきまして、御承知のように一ヵ月に、給与全体が上がってますからして、その一%というようなものでも非常に額が多い。しかし、源泉徴収に伴いますところの前払いをせざるを得ないというようなものとか、いろんなものの要要になつたわけです。

それからもう一つは、あなたの実態の把握が大切だと思うんですが、未組織の組合の場合に、三十年間も勤続した人が、わずかに四万円の給与しか得られなかつたというのがあります。ところが労働組合をつくって、そんなばかりのことあるかといふと、組合運動の成果として一挙にそれが倍額の八万円になつたというような実例があるわけでござりますけれども、それは、労働組合費が常に上がつてしまひましたとしましても、仮にそれを必要経費として中へ入れて計算しましても、そのほかのいろんなまた必要経費を加算いたしましても、現行におきますところの給与所得控除の高さというのは、それは相当高い水準であると思つております。そういう点から言いまして、特に労働組合費がありますがために、給与所得控除をさらに引き上げる必要がいま直ちに起るかとか、あるいは別枠でそういうものを考えなければならぬといふような事態では今日はないといふふうに考えております。

○寺田熊男君　それですと、労働組合費を納めずに、他の労働組合運動の成果が自然に波及して同じ給付に達したという人と、他の労働組合の先頭に立つて組合運動をして、全体のレベルを引き上げることに非常に貢献した人と不均衡になるのであります。御承知のように労働組合では、一生懸命労働組合運動をやって給与を引き上げるための、いわゆる全体を引つ張つていく牽引車の役割りをする組合がありますね。そういう人と日和見で何にもせずにその成果を均てんするといふ人とある。非常に不均衡になるんですね。それからまた、組合で全体が上がることによって、自分の給与も自然に

いう分別計算は実はやっていないわけでございます。

○寺田熊雄君 あまり時間がないようですから論戦はこの程度にしてあれしたいと思いますが、大臣、これはやはりあなたの方の政党の性格として無理もないような気もするけれども、やはり労働組合、労働大衆のそういう事実上の必要経費といふものに対する尊重というか、それをもうちょっとと考えていただきたいと思うんですよ。大臣、そのあなたの政治的見解をはつきりとここで最後にお聞きしたいと思うんです。

○国務大臣(大平正芳君) いま局長からもお話をございましたように、いまの労所得控除、これまあ概括控除でございまして、四十九年度は相当大幅な控除になつておるようございます。ここ二、三年大変飛躍的な増額になつてきておるわけでございますので、まあ寺田さん御心配の組合費の負担というものは確かに最近増高の傾向にあるでございましょうけれども、そういうことをのみ込んで十分の余裕がいまの所得控除の中にあるように私は思いますが……。

○寺田熊雄君 じゃ、委員長、これは後日の論戦にまた譲りまして……。

○委員長(桧垣徳太郎君) 本法案に対する本日の質疑はこの程度といいたします。

○委員長(桧垣徳太郎君) 参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の審査のため、明二十六日参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(桧垣徳太郎君) 御異議ないと認めます。

なお、人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(桧垣徳太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時十分散会

【参照】

相続税法の一部を改正する法律案に対する修正案

相続税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十九条の二第二項第二号イの改正規定中、「四千万円」を「四千万円」とし、当該金額が一億円を超える場合には「一億円とする。」に改める。

第二十一条の五の改正規定中、「より」に「下に『二十年』を「十年」に」を、「改め」の下に『同条第二項中「二十年」を「十年」に改め』を、「削り」の下に『二十年』を「十年」に改め』を加える。

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、閉鎖機関令により閉鎖された朝鮮、台湾両

銀行に在外預金をした者に係る預金残額の未払分につき政府取得分の弁済に関する請願

(第一五七四号)

一、企業組合に対する課税の適正化に関する請願

(第一五七四号)

一、入場税撤廃に関する請願(第一五八四号)

(第一六五三号)(第一六五六号)(第一七三〇号)

号)(第一七四〇号)(第一八一三号)

一、個人立幼稚園の事業用財産に対する相続税の非課税財産規定の整備に関する請願(第一

六五一号)(第一六五二号)(第一七三五号)(第一七三六号)(第一七三七号)(第一七三八号)

(第一七三九号)(第一八一四号)(第一八八六号)(第一九八二号)

一、減税に関する請願(第一九一四号)(第一九

一五号)(第一九一六号)(第一九一七号)(第一九二号)(第一九一九号)(第一九二二号)(第一九二〇号)(第一九二四号)(第一九二五号)(第一九二六号)(第一九二七号)(第一九二八号)(第一九二九号)(第一九三〇号)(第一九三一号)(第一九三二号)(第一九三三号)(第一九三四号)(第一九三五号)(第一九三六号)(第一九三七号)(第一九三八号)(第一九三九号)(第一九四〇号)(第一九四一号)(第一九四二号)(第一九四三号)(第一九四四号)(第一九四五号)(第一九四五号)(第一九四六号)(第一九四七号)(第一九四八号)(第一九四九号)(第一九五〇号)(第一九五一号)(第一九五二号)(第一九五三号)(第一九五四号)(第一九五五号)(第一九五六号)(第一九五七号)(第一九五八号)(第一九五九号)(第一九六〇号)(第一九六一号)(第一九六二号)(第一九六三号)(第一九六四号)(第一九六五号)(第一九六六号)(第一九六七号)(第一九六八号)(第一九六九号)(第一九七〇号)(第一九七一号)(第一九七二号)(第一九七三号)(第一九七四号)

在外預送金者に返還充當されたい。

理由

一、納付金・清算税合計六十八億五千三百四万三千五百一円は、憲法・民法等諸法に照らしてみても、政府が国民の預送金財産を理由なく取得したことになっている。

二、終戦直後と異なり今や政府の財政は豊かになりましたが、現在このような不法が明確である以上、取得分財産の返還の道が講ぜられるべきである。(資料添附)

第一五八三号 昭和五十年三月七日受理

請願者 岐阜市藪田八ノ五八ノ二岐阜県中

小企業団体中央会会長 井上勉

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

第一六五九号 昭和五十年三月十日受理

請願者 高知市大津乙一、七九八平和ス

レート企業組合理事長 大崎政敏

企業組合に対する課税の適正化に関する請願(八通)

請願者 岡山県新見市上市一五一 佐々井

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

第一六六〇号 昭和五十年三月十日受理

請願者 行寺町六七二明和協同企業組合代

表理事 森高鉄夫

企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 京都市中京区二条通西洞院東入正

半次君

この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

第一七四〇号 昭和五十年三月十一日受理

請願者 青森市合浦二ノ一ノ一六青森造船

私たちは、戦前朝鮮・台湾・蒙古・中国等の外地に居住と、当時朝鮮銀行及び台湾銀行に預送金をしていたが、その預送金の払いもどしについては、閉鎖機関令第十一条の三の換算率により一部弁済を受けたのみで、残余の額について、政府が取得した六十八億五千三百四万三千五百一円に対して政府が保管している引揚者への交付金残額二百五十億円並びに税関保管金八十億円合計三百三十億円をもって、被害者である朝鮮・台湾両銀行

通)

請願者 青森市合浦二ノ一ノ一六青森造船

鉄工企業組合理事長 杉澤雄次外 紹介議員 夏目 忠雄君 この請願の趣旨は、第一一号と同じである。
第一一八一三号 昭和五十年三月十二日受理 企業組合に対する課税の適正化に関する請願(九通) 請願者 鳥取市布勢一一五企業組合クラウン金網工場理事長 尾崎芳春外八名 紹介議員 夏目 忠雄君 この請願の趣旨は、第一一号と同じである。
第一一八二四号 昭和五十年三月七日受理 入場税撤廃に関する請願 紹介議員 久保田藤磨君 この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。 第一六五三号 昭和五十年三月八日受理 入場税撤廃に関する請願 紹介議員 八佐々木英俊外五百九名 この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。 第一六五六号 昭和五十年三月八日受理 入場税撤廃に関する請願 紹介議員 藤田 正明君 この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。
第一一七四一号 昭和五十年三月十一日受理 入場税撤廃に関する請願 紹介議員 秦野 章君 この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。
第一一七四二号 昭和五十年三月十一日受理 入場税撤廃に関する請願 紹介議員 木島 則夫君 この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。 第一六五一号 昭和五十年三月八日受理 個人立幼稚園の事業用財産に対する相続税の非課税 紹介議員 子佐一郎外三十六名 この請願の趣旨は、第一三九四号と同じである。 第一七三七号 昭和五十年三月十一日受理 個人立幼稚園の事業用財産に対する相続税の非課税 紹介議員 池 一彦君 この請願の趣旨は、第一三九四号と同じである。 第一一七三八号 昭和五十年三月十一日受理 個人立幼稚園の事業用財産に対する相続税の非課税 紹介議員 野々山 一三君 この請願の趣旨は、第一三九四号と同じである。 第一一七三九号 昭和五十年三月十一日受理 個人立幼稚園の事業用財産に対する相続税の非課税 紹介議員 田中寿美子君 この請願の趣旨は、第一三九四号と同じである。 第一一七三〇号 昭和五十年三月十日受理 入場税撤廃に関する請願 紹介議員 小野 明君 この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。 第一一七三一號 昭和五十年三月十二日受理 請願者 群馬県高崎市末広町七三 若林克子外千五百六十六名 この請願の趣旨は、第一一号と同じである。
紹介議員 最上 進君 この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。 第一一七三六号 昭和五十年三月十一日受理 個人立幼稚園の事業用財産に対する相続税の非課税 紹介議員 寺田 熊雄君 この請願の趣旨は、第一三九四号と同じである。 第一一七八六号 昭和五十年三月十三日受理 個人立幼稚園の事業用財産に対する相続税の非課税 紹介議員 沢田 政治君 この請願の趣旨は、第一三九四号と同じである。 第一一九一四号 昭和五十年三月十三日受理 減税に関する請願 紹介議員 阿具根 登君 この請願の趣旨は、第一三九四号と同じである。 第一一九一四号 昭和五十年三月十二日受理 鉄工企業組合理事長 杉澤雄次外 紹介議員 夏目 忠雄君 この請願の趣旨は、第一一号と同じである。
紹介議員 竹内 藤裕幹外七名 個人立幼稚園の事業用財産に対する相続税の非課税 紹介議員 大塚 喬君 この請願の趣旨は、第一三九四号と同じである。 第一一九八二号 昭和五十年三月十三日受理 個人立幼稚園の事業用財産に対する相続税の非課税 紹介議員 野中 一八五 この請願の趣旨は、第一三九四号と同じである。 第一一九八三号 昭和五十年三月十二日受理 個人立幼稚園の事業用財産に対する相続税の非課税 紹介議員 片山茂十一名 この請願の趣旨は、第一三九四号と同じである。 第一一九八四号 昭和五十年三月十二日受理 個人立幼稚園の事業用財産に対する相続税の非課税 紹介議員 木戸川 長島町一 この請願の趣旨は、第一三九四号と同じである。 第一一九八五号 昭和五十年三月十二日受理 個人立幼稚園の事業用財産に対する相続税の非課税 紹介議員 森田森蔵外 この請願の趣旨は、第一三九四号と同じである。 第一一九八六号 昭和五十年三月十三日受理 個人立幼稚園の事業用財産に対する相続税の非課税 紹介議員 田中平字揚土三〇いな り幼稚園内 山部正幸外四十名 この請願の趣旨は、第一三九四号と同じである。

税（現年・課税とする）を課税しないこと。  
三、給与所得に経費の実額控除を認め、給与所  
得者にも確定申告と源泉徴収・特別徴収の選  
択制を認めること。

四、未成年者の給与所得や妻のパート・内職收  
入は非課税すること。

五、教育費・住宅費・労働組合費・医療費の控  
除を創設、拡大し、寒冷地手当・通勤費・夜  
勤・残業手当を非課税にすること。

六、生活必需品に対する間接税を軽くし、物価  
を高め勤労者に重税をかける付加価値税は創  
設しないこと。

七、大企業・資産所得にかたよつた租税特別措  
置を廃止し、交際費課税の強化、広告費や政  
治献金にも課税を行うこと。

八、大企業の税財担を高めるため、法人税に累  
進税率を採用し、実効税率を西欧並に引き上  
げ、地方自治体にも、法人二税を強化できる  
ようになること。

九、個人の住宅専用の土地・家屋（百坪未満の  
土地・四十坪未満の家屋）に対する固定資産  
税を免稅にすること。

十、公的年金受給額は全額非課税とし、退職所  
得の特別控除を廃続二十年で、一千万円まで  
非課税とすること。

理由  
本来、富と所得の再配分に役立たなければならな  
い税制が、「狂乱物価」のなかでものすごい貧富  
の格差、所得の不平等を拡大してきている。その  
ため、働く者の税財担はますます重くなつてお  
り、一方、大企業は悪性インフレに便乗して、巨  
額なインフレ利得を獲得し、更に、資産所得者は  
土地・株・商品の値上がりで巨額な不労所得を得  
ている。

第一九一五号 昭和五十年三月十三日受理  
減税に関する請願

請願者 秋田県能代市吹越字上恵土九六ノ一

一 佐藤ミド外百三十九名

紹介議員 青木 新次君  
この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九一六号 昭和五十年三月十三日受理  
減税に関する請願

紹介議員 赤桐 操君  
この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九一七号 昭和五十年三月十三日受理  
減税に関する請願

紹介議員 中村 富雄外百二十二名  
この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九一八号 昭和五十年三月十三日受理  
減税に関する請願

紹介議員 茂山 久保重光君  
この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九一九号 昭和五十年三月十三日受理  
減税に関する請願

紹介議員 秋山 長造君  
この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九二〇号 昭和五十年三月十三日受理  
減税に関する請願

紹介議員 育男外百二十六名  
この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九二一号 昭和五十年三月十三日受理  
減税に関する請願

紹介議員 勝君  
この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九二二号 昭和五十年三月十三日受理  
減税に関する請願

紹介議員 上田 哲君  
この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九二三号 昭和五十年三月十三日受理  
減税に関する請願

紹介議員 加瀬 実君  
この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九二四号 昭和五十年三月十三日受理  
減税に関する請願

紹介議員 佐々木 鉄雄外百二十名  
この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九二五号 昭和五十年三月十三日受理  
減税に関する請願

紹介議員 片岡 勝治君  
この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九二六号 昭和五十年三月十三日受理  
減税に関する請願

紹介議員 柴田信一外七十九名  
この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九二七号 昭和五十年三月十三日受理  
減税に関する請願

紹介議員 片山 基市君  
この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

減税に関する請願  
請願者 秋田県大曲市丸子町九ノ一四 藤井洋子外百十二名  
紹介議員 小野 明君  
この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九二八号 昭和五十年三月十三日受理  
減税に関する請願

紹介議員 大塚 喬君  
この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九二九号 昭和五十年三月十三日受理  
減税に関する請願

紹介議員 加瀬 浩君  
この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九三〇号 昭和五十年三月十三日受理  
減税に関する請願

紹介議員 ○ノ二 宮田栄子外八十五名  
この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九三一號 昭和五十年三月十三日受理  
減税に関する請願

紹介議員 大宮一郎外百七名  
この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九三二號 昭和五十年三月十三日受理  
減税に関する請願

紹介議員 工藤 良平君  
この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九三三號 昭和五十年三月十三日受理  
減税に関する請願

紹介議員 稲原 俊夫君  
この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。  
第一九三三号 昭和五十年三月十三日受理  
減税に関する請願

第一九三七号 昭和五十年三月十三日受理  
減税に関する請願

紹介議員 川村 清一君  
この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

第一九三八号 昭和五十年三月十三日受理  
減税に関する請願

紹介議員 宮崎 日出男外百八名  
この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

請願者 秋田市寺内字通穴六八ノ六 福田 啓次外百二十三名	この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。
紹介議員 小谷 守君	この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。
第一九三三号 昭和五十年三月十三日受理	減税に関する請願
請願者 秋田市金足岩瀬二四ノ二 泉昇外 百十二名	請願者 秋田市金足岩瀬二四ノ二 泉昇外 百十二名
紹介議員 小柳 勇君	この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。
第一九三四号 昭和五十年三月十三日受理	減税に関する請願
請願者 秋田県仙北郡千畠村中野字寺田二〇八 高橋勇記子外九十五名	請願者 秋田県仙北郡千畠村中野字寺田二〇八 高橋勇記子外九十五名
紹介議員 小山 一平君	この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。
減税に関する請願	減税に関する請願
請願者 秋田市土崎港北三ノ一一ノ三一 伊藤祐紀外九十一名	請願者 秋田市土崎港北三ノ一一ノ三一 伊藤祐紀外九十一名
紹介議員 佐々木静子君	この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。
第一九三五号 昭和五十年三月十三日受理	減税に関する請願
請願者 秋田市新屋表町一〇ノ一 松本太郎外四十六名	請願者 秋田市新屋表町一〇ノ一 松本太郎外四十六名
紹介議員 鈴木 力君	この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。
減税に関する請願	減税に関する請願
請願者 秋田市寺内堂の沢五一 石川勇美 外百九名	請願者 秋田市寺内堂の沢五一 石川勇美 外百九名
紹介議員 沢田 政治君	この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。
第一九三六号 昭和五十年三月十三日受理	減税に関する請願
請願者 秋田市湯沢市表町三ノ三ノ一五 菅良子外七十一名	請願者 秋田市湯沢市表町三ノ三ノ一五 菅良子外七十一名
紹介議員 濱谷 英行君	この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。
第一九三七号 昭和五十年三月十三日受理	減税に関する請願
請願者 秋田市将軍野南五ノ一二ノ二八 高橋長春外百五名	請願者 秋田市将軍野南五ノ一二ノ二八 高橋長春外百五名
紹介議員 志苦 裕君	この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。
第一九三八号 昭和五十年三月十三日受理	減税に関する請願
請願者 秋田県南秋田郡五城目町脇村 川与三郎外百二十五名	請願者 秋田県南秋田郡五城目町脇村 川与三郎外百二十五名
紹介議員 杉山善太郎君	この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。
第一九三九号 昭和五十年三月十三日受理	減税に関する請願
請願者 秋田県南秋田郡五城目町新畑町 小浜礼子外九十二名	請願者 秋田県南秋田郡五城目町新畑町 小浜礼子外九十二名
紹介議員 鈴木美枝子君	この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。
第一九四〇号 昭和五十年三月十三日受理	減税に関する請願
請願者 秋田市新屋表町一〇ノ一 松本太郎外四十六名	請願者 秋田市新屋表町一〇ノ一 松本太郎外四十六名
紹介議員 鈴木 力君	この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。
第一九四一號 昭和五十年三月十三日受理	減税に関する請願
請願者 秋田県湯沢市湯ノ原二ノ三ノ六 大友美和子外六十四名	請願者 秋田県湯沢市湯ノ原二ノ三ノ六 大友美和子外六十四名
紹介議員 対馬 孝且君	この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。
第一九四二号 昭和五十年三月十三日受理	減税に関する請願
請願者 秋田県湯沢市表町三ノ三ノ一五 柴田保子外百二十五名	請願者 秋田県湯沢市表町三ノ三ノ一五 柴田保子外百二十五名
紹介議員 辻 一彦君	この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。
第一九四六号 昭和五十年三月十三日受理	減税に関する請願
請願者 秋田県湯沢市表町三ノ三ノ一五 柴田保子外百二十五名	請願者 秋田県湯沢市表町三ノ三ノ一五 柴田保子外百二十五名
紹介議員 辻 一彦君	この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。
第一九四七号 昭和五十年三月十三日受理	減税に関する請願
請願者 秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字桜 井二一ノ一二 兵庫明子外七十八名	請願者 秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字桜 井二一ノ一二 兵庫明子外七十八名
紹介議員 鶴園 哲夫君	この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。
第一九四八号 昭和五十年三月十三日受理	減税に関する請願
請願者 秋田県湯沢市表町三ノ三ノ一五 伊藤美枝子外六十六名	請願者 秋田県湯沢市表町三ノ三ノ一五 伊藤美枝子外六十六名
紹介議員 田中寿美子君	この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。
第一九四九号 昭和五十年三月十三日受理	減税に関する請願
請願者 秋田県湯沢市表町三ノ三ノ一五 伊藤美枝子外六十六名	請願者 秋田県湯沢市表町三ノ三ノ一五 伊藤美枝子外六十六名
紹介議員 田中寿美子君	この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。
第一九五〇号 昭和五十年三月十三日受理	減税に関する請願
請願者 秋田県湯沢市表町四ノ二ノ二八 竹内恵子外八十七名	請願者 秋田県湯沢市表町四ノ二ノ二八 竹内恵子外八十七名
紹介議員 竹田 四郎君	この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。
第一九四五号 昭和五十年三月十三日受理	減税に関する請願
請願者 秋田県湯沢市湯ノ原二ノ三ノ六 大友美和子外六十四名	請願者 秋田県湯沢市湯ノ原二ノ三ノ六 大友美和子外六十四名
紹介議員 対馬 孝且君	この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。
第一九五一号 昭和五十年三月十三日受理	減税に関する請願
請願者 秋田県湯沢市湯の原一ノ一〇ノ一 八 渡部新一外六十七名	請願者 秋田県湯沢市湯の原一ノ一〇ノ一 八 渡部新一外六十七名
紹介議員 戸田 武君	この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。
第一九五二号 昭和五十年三月十三日受理	減税に関する請願
請願者 秋田県雄勝郡雄勝町横堀塞ノ神 小松美友外百十六名	請願者 秋田県雄勝郡雄勝町横堀塞ノ神 小松美友外百十六名
紹介議員 中村 波男君	この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。
第一九五三号 昭和五十年三月十三日受理	減税に関する請願
請願者 秋田県大館市清水五丁目 鈴木昭 六外百九名	請願者 秋田県大館市清水五丁目 鈴木昭 六外百九名
紹介議員 中村 英男君	この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。
第一九五四号 昭和五十年三月十三日受理	減税に関する請願
請願者 煙山テイ子外七十六名 煙山テイ子外七十六名	請願者 煙山テイ子外七十六名 煙山テイ子外七十六名
紹介議員 寺田 熊雄君	この請願の趣旨は、第一九一四号と同じである。

